

令和 6 年 4 月 23 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K00011

研究課題名（和文）制度についての社会存在論的研究

研究課題名（英文）Social Ontology for Institutions

研究代表者

倉田 剛（Kurata, Tsuyoshi）

九州大学・人文科学研究院・教授

研究者番号：30435119

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、インフォーマルな慣習からフォーマルな法規範までを含む「制度」（institution）の概念を、現代形而上学の一分野である「社会存在論」の観点から再構築することであった。主要な研究成果は、制度の「均衡説」に「ルール説」を従属させる仕方で統一的制度理論を作ろうとするF. グアラ（合理的選択論者）たちの近年の取り組みが孕む困難を指摘したうえで、「ルール説」の中に「均衡説」を位置づける枠組みを提案し、それを2022年8月にウィーン大学で開催された国際社会存在論協会の大会で発表したことである。また、制度体（組織）の行為やその責任に関する論文を公表したことも成果の一つである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、これまで様々な領域（経済学、社会学、政治学、哲学など）において、互い交流することなく行われてきた「制度」研究を、J. サールの構成的ルールを柱とする「社会存在論の標準モデル」の中で緩やかに統合する拡張的枠組みを提案したことである。制度および制度体（組織）は私たちの社会的世界の根本的な構成要素であり、制度の正統性や実効性、制度の創設、設計、改正等は、私たちの社会生活をより良いものにするためにつねに考えなければならない問題である。この意味において、制度の基礎に関する本研究は重要な社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to reconstruct the concept of "institution," which includes both informal conventions and formal legal norms, from the perspective of "social ontology," a branch of modern metaphysics. The main result of this research was to point out the difficulties associated with the recent efforts of F. Guara (a rational choice theorist) and others to create a unified theory of institutions by subordinating the "rule view" to the "equilibrium view" of institutions, and to propose a framework for positioning the "equilibrium view" within the "rule view," which was presented in August 2022 at the International Conference on Social Ontology held at the University of Vienna. We were also able to publish papers on the actions of institutional bodies (organizations) and their responsibilities.

研究分野：現代形而上学

キーワード：社会存在論 分析形而上学 社会科学の哲学 制度 集団行為者 集合的責任

1. 研究開始当初の背景

「制度」(institution)は極めて広い外延をもつ概念である。それは、挨拶の仕方や死者の弔い方といったインフォーマルな慣習から、不法行為への制裁の与え方や補助金の給付手続といったフォーマルな法規範までを含む「分厚い」概念として理解される。私たちの世界の至るところに見いだすことができる制度とはいったい何であるのか。すべての制度的現象に共通する「本質」はあるのか。いかにして制度は生成し、持続し、変化し、消滅するのか。これらの問題は複数の異なる分野(経済学、社会学、政治科学、哲学など)において、相互の交流なしに独立して研究されてきた。私たちは、制度に関するこうした根本的な問いを、社会的世界の基本構造を記述する社会存在論(social ontology)の観点から包括的に探究する必要性を感じていた。

2. 研究の目的

本研究は、ルールとしての制度と均衡としての制度という二つの代表的制度観を調停しようとする近年の試みの意義と限界を明らかにしようとするものである。その作業を通じて、F. グアラ(Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together, Princeton University Press, 2016. 『制度とは何か——社会科学のための制度論』瀧澤弘和・水野孝之訳、慶応義塾大学出版会、2018年)とは異なる仕方、すなわち(道理的選択理論に依拠した)均衡説を、社会存在論の「標準モデル」であるルール説に包摂するという仕方、制度論の「緩やかな統合」を行うことを目的とする。その過程で、制度の本質・存在様態・設計等に関する基礎的な問いに対してもできる限り明確な解答を与えるつもりである。

3. 研究の方法

本研究の根本的な問いは、社会的・文化的世界の本質的構成要素である「制度」とは何であるのか、その生成変化はいかにして起こるのかという問いである。より具体的な「学術的問い」としては「ルールとしての制度と均衡としての制度という二つの代表的制度観を調停しようとする近年の試みをどのように評価するのか」と表現される。二つの制度観を調停する試みは、「経済学の哲学」の領域で活躍するF. グアラたちによって提案された。グアラたちによれば、哲学の伝統において制度はある種のルールとして捉えられてきたが、この制度理論の主な欠点は、実効的な制度とそうでない制度との区別が、言い換えれば、遵守されるルールとそうでないルールとの区別がうまく説明できないことにある。一方、経済学者の多くは、制度をゲーム理論的な均衡として捉える。「均衡としての制度観」は、制度の実効性の問題を解決するだけでなく、制度とインセンティブとの関係や制度の自発的生成や持続といった問題にもうまく対応することができる。グアラたちの狙いは、「相関均衡」(correlated equilibrium)という概念を用いて、制度への二つのアプローチ(ルール説と均衡説)を統合し、制度に関する「均衡したルール」(rules-in-equilibrium)の理論を構築することで、社会存在論の統合的見解(a unified view of social ontology)を提供しようとするものである。本研究の主な方法は、経済学で展開されているゲーム理論的の制度論の射程を正確に見積もるための「比較存在論」である。この方法に従い、まずグアラたちの「統一理論」が、従来のルール説に対する不十分な理解にもとづいていることを示した。実際、そこで検討される「ルール」とは、たんに「Aせよ」あるいは「BならばAせよ」という命令(指令)として捉えられる。よく知られているように、サールはルールを「統制的ルール」(「Aせよ」「BならばAせよ」と「構成的ルール」(「XはYと見なされる」)とに区分し、後者の体系を「制度」と捉えたが、グアラたちによれば、構成的ルールは統制的ルールに還元可能であり、理論的には不要であるとさえ言われる。しかしながら、フォーマルな制度を分析する際に、二つのタイプのルールの区別、これに類似する区別は、大きな役割を果たすことから、本研究はグアラたちの主張が大きな困難を抱えていることを論証した。次いで、ルール説の意義を、政治哲学と法哲学の観点から再検討し、均衡説の難点を克服することを目指した。最後に、既存の試みとは異なる仕方、制度概念を緩やかに統合する社会存在論的枠組みの構築を試みた。

4. 研究成果

一年目の主要な研究成果としては、2020年9月14日に基盤研究(B)「制度の複合的研究：経済学の哲学的基礎」(代表：野原慎司)のオンライン研究会において「規範としての制度：ウルマン＝マルガリートの「不平等規範」を考える」と題する講演を行ったことを挙げておく。その講演では、とくに標準的なゲーム理論では扱うことのできない「不平等規範」および「相対的立場の向上」(自らの利得を下げてまで相手の利得を下げる行動をとる)を論じたが、経済学者たちも同様の問題に一定の関心を寄せていることを再確認することができた。なお、この研究会には「制度」の基礎に関心をもち経済学者たちが多数参加しており、非常に有益な意見交換を行うことができた。

二年目の研究成果は、主として哲学的制度論の方法論に関する2つのテーマ、すなわち(1)概念分析と(2)推論に関する基礎研究を行ったことである。前者(1)については、2021年10月31

日にオンライン開催された哲学会 60 回研究発表大会(シンポジウム: 分析哲学 とはなんであったのか)における提題発表「概念分析再考」の中で、その成果を公表した。そこでは、制度への経験科学的アプローチに対して、哲学における「制度」概念の分析がいかなる意義をもちうるのかを検討された。後者(2)の成果の一部は、著書『論証の教室〔入門編〕インフォーマル・ロジック への誘い』(新曜社、2022 年 3 月)として出版された。この著書では、哲学的制度論(社会存在論)が依拠する論証(推論)形式の詳細を、演繹とアブダクション(最良の説明への推論)の双方から解明することを目指した。

三年目の研究成果は次の四つにまとめられる。(1) 2022 年 7 月 23 日にオンライン開催された哲学若手研究者フォーラムのテーマレクチャー「社会存在論」に講師として招かれ、「社会存在論入門: 集団行為者の議論を中心に」と題する発表を行った。この発表では、制度存在論の観点から、P. ペティットの集団行為者論における方法論的個人主義の批判を行った。(2) 2022 年 8 月 26 日に、ウィーン大学で対面開催された国際社会存在論協会の研究発表大会 Social Ontology & Collective Intentionality 2022 に参加し、“Rethinking a Unified Social Ontology”というタイトルの研究発表を行った。この発表では、F. グアラと F. ヒンドリクスによる制度の「統一理論」の意義と難点を論じた。(3) 2023 年 2 月 7 日に、東京大学社会科学研究所のプロジェクト「社会科学のメソドロジー」における 2022 年度第 4 回研究会に報告者として招かれ、「社会存在論とチーム推論の理論」と題する報告を行った。この発表では、R. サグデンらによって展開されてきた「チーム推論」の理論がもつ社会存在論的含意を取り出すことを試みた。(4) 東京大学哲学会編『哲学雑誌』第 136 巻、第 809 号(2022 年)に「概念分析のための弁明」と題する単著論文を発表した。この論文の内容は「制度の社会存在論」における方法論的論争(概念分析とそれに対する批判)と密接に関係している。(5) 哲学若手研究者フォーラム編『哲学の探求』第 50 号(2023 年 3 月)に論文「集団行為者と方法論的個人主義: フィリップ・ペティットの理論に関する批判的考察」を発表した。この論文では、ルール(制度)の行為者に対する「外在性」にもとづいて、ペティットが維持しようとする「方法論的個人主義」が成り立たないことを示そうとした。

最終年度の研究成果は次の三点である。(1) 2024 年度中に刊行予定の『社会存在論』(勁草書房)の執筆において進捗が見られた。とくに制度に関するサールの標準モデルとアスタの「付与主義」との比較検討を行う章の中で、後者の理論は、フォーマルな制度的性質と、権威が介在しない共同社会的性質(communal property)の双方を統一的な枠組みで説明しようという点でより優れた側面をもつが、それらの性質をグラウンドする基本性質の扱いに関して難点をもつという結論を得ることができた。(2) 社会存在論の重要なトピックのひとつである「集合的責任」概念を、フォーマルな意思決定構造をもつ制度体(集団)と、インフォーマルな制度(慣習)に支配された集団(緩く構造化された集団)との区別にもとづいて、明確化することができた。その成果は単著「集合的責任 戦後責任についての試論」(校正作業中、『ひとおもい』6 号、東信堂、2024 年 7 月刊行予定)として公表される。(3) 社会存在論としての制度理論の基盤、すなわち制度の「存在」に関連する基礎研究を行った。その成果は単著「分析哲学における存在の問題」(校正作業中、中畑正志編『新版 哲学を学ぶ人のために』世界思想社、2024 年 10 月刊行予定)として公表される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 倉田 剛 | 4. 巻 6号 |
| 2. 論文標題 集合的責任 戦後責任についての試論 | 5. 発行年 2024年 |
| 3. 雑誌名 ひとおmoi (2024年7月刊行予定) | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 倉田 剛 | 4. 巻 136 (809) |
| 2. 論文標題 概念分析のための弁明 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 哲学会編『哲学雑誌』 | 6. 最初と最後の頁 42-71 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 倉田 剛 | 4. 巻 50 |
| 2. 論文標題 集団行為者と方法的個人主義 - フィリップ・ペティットの理論に関する批判的考察 | 5. 発行年 2023年 |
| 3. 雑誌名 哲学若手研究者フォーラム編『哲学の探求』 | 6. 最初と最後の頁 2-15 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 倉田 剛 | 4. 巻 71号 |
| 2. 論文標題 いかにして社会種の実在性は擁護されうるのか 「実在論的」社会構築主義についての試論 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 日本哲学会編『哲学』 | 6. 最初と最後の頁 49-68 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 1件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 倉田 剛 |
| 2. 発表標題 社会存在論入門：集団行為者の議論を中心に |
| 3. 学会等名 哲学若手研究者フォーラムのテーマレクチャー「社会存在論」（招待講演） |
| 4. 発表年 2022年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Tsuyoshi Kurata |
| 2. 発表標題 Rethinking a Unified Social Ontology |
| 3. 学会等名 International Social Ontology Society: Social Ontology & Collective Intentionality 2022（国際学会） |
| 4. 発表年 2022年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 倉田 剛 |
| 2. 発表標題 社会存在論とチーム推論の理論 |
| 3. 学会等名 東京大学社会科学研究所「社会科学のメソドロジー」2022年度第4回研究会（招待講演） |
| 4. 発表年 2023年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 倉田 剛 |
| 2. 発表標題 概念分析再考 |
| 3. 学会等名 哲学会第六十回研究発表大会（シンポジウム： 分析哲学 とはなんであったのか）（招待講演） |
| 4. 発表年 2021年 |

〔図書〕 計2件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 中畑正志、倉田 剛 | 4. 発行年 2024年 |
| 2. 出版社 世界思想社 | 5. 総ページ数 - |
| 3. 書名 新版 哲学を学ぶ人のために（担当箇所「分析哲学における存在の問題」）2024年10月刊行予定 | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 著者名 倉田 剛 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 新曜社 | 5. 総ページ数 336 |
| 3. 書名 論証の教室〔入門編〕 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|